

〔報 告〕

子どもを虐待する母親3例の検討

友田 尋子* 杉下 知子*

要 旨

子どもの虐待とは、両親や両親以外の養育者によって子どもが身体に障害を受けたり、心理的障害を受けている状態のことをいう。本研究は母親が子どもの虐待へと発展している場合の要件（家族関係や友人関係、生活環境、虐待の条件や背景、そして母親の緊張状態）を3事例の面接調査を通して検討したものである。被調査者は、①自分の子どもに対して虐待をした経験を持つ母親である。②子どもの年齢が0歳から12歳までであり、その子どもを持つ母親である。③調査日までの1週間以内に子どもを虐待した母親である。④上記した条件を持ち、具体的な面接調査を承諾した母親である。の条件を持つ母親とし、3名対象とした。

その結果、(1)情緒的統合への再統合ができない(2)良妻賢母像への準拠行動から脱出することができない、2要因を確認し、(1)被虐待歴(2)子どもを愛することができない(3)相談相手を持っていないの、3要因を抽出することができた。

キーワード：子どもの虐待、育児ストレス、家族関係

はじめに

日本での子どもの虐待の問題は1980年代後半より相次いで実態調査が報告され、1つの大きな社会問題として認識されるようになった¹⁾⁻⁵⁾。しかし子どもの虐待の概念規定は曖昧で、発見や援助システムが未構築であり、援助技術に一定の基準がないままに必要な応じた試行的援助がなされている⁶⁾⁻¹⁰⁾。虐待を発生した家族は崩壊状態であることが少なくなく、医療機関ではこの状況に気づかずに被虐待児の治療を終了している場合がある¹¹⁾。著者は大阪にある、虐待専門の電話相談である「子どもの虐待ホットライン」を利用した母親調査において、日常生活に起因するストレスを母親は否定的に捉えていることを報告した¹²⁾。このストレスは次の7項目によ

るものであった。子どもの心身発達状況、子どもと母親の関係、夫婦関係、地域・社会関係、住居環境、自己実現の満足度、過去の被虐待歴であり、子どもの発達に関しては、2足歩行獲得時期・反抗期・トイレットトレーニング時期などの、多くの子どもが発達段階で現れる手のかかる行動や、片づけない・鈍い動作・食が細いなど個性として現れる子どもの日常動作に対して、母親のストレスは高いという結果であった。次いで高かったストレスは、配偶者の帰宅が遅い、配偶者が常に多忙である、配偶者の子育て観は育児は女の仕事という役割規範に準拠しているなどの事柄および配偶者の育児に対する非協力であった。その他のストレスとしては、自己実現の中断への苛立ち、地域での孤立した状況と続いていた。母親がストレスであると訴えたそれらの多くは家族の通常の発達課題であるが、虐待についての相談をしてきた母親の場合、それらに対し否定的にとらえ、家族の危機状態となることが指摘された。子

*東京大学大学院医学系研究科・医学部家族看護学分野・教室

育て期の母親たちの多くは、保健所や保育所などによるフォーマルな支援の享受や身近な人々の情緒的支援によって、家族の危機状態から虐待を回避していた。そして一部の母親たちは虐待を回避することができず、子どもの虐待へと発展していくと考えられる。ここでいうところの虐待へと発展する状況とは、日常生活のストレスから緊張状態が発生し、その状況を虐待行動へと移し、相対的そして相乗的に緊張と虐待を繰り返していく、その状況から抜け出すことができなくなっていく状況のことをいう。

本研究は、虐待を回避することができなかった母親による子どもの虐待へと発展していく状況を明らかにすることを目的とした。すなわち、同じ虐待要因が各家庭に存在していたとしても、ある状況下では発生し、また発生しないといった虐待の現象を明らかにするために、(1)虐待の原因を構成している背景や条件(2)母親の緊張状態等を、事例分析によって明らかにする。

I. 対象および方法

1) 調査対象

被調査者は、現在大阪市内に在住の、主たる生計が配偶者である家庭における、子育て期の母親たちであり、4点の条件をもつ母親の中から3名の母親を被調査者とした。①自分の子どもに対して虐待をした経験を持つ母親である。②子どもの年齢が0歳から12歳までであり、その子どもを持つ母親である。③調査日までの1週間以内に子どもを虐待した母親である。④上記の条件に合い、面接調査を承諾した母親である。

2) 調査方法

本研究は面接による聞き取り調査で行った。面接の際に使用した理論が二つある。一つは心理学者のA. アドラーのカウンセリング理論¹³⁾、一つは社会学者であるP. ブルデューの慣習行動の理論¹⁴⁾である。

面接場所の設定は、被調査者の希望にあわせ、被

調査者の自宅あるいは電話とした。面接回数は、被調査者により多少異なるが3回から5回の面接回数で、1回の面接は1時間から3時間を要した。2回目の面接では、承諾を得て全員に面接内容をテープ収録した。

実施期間は1995年9月1日から12月10日であった。

質問項目は、児童虐待防止協会のアセスメント指標¹⁵⁾を著者が改案した27項目(Table 1: アセスメント指標)に、母親の生活歴や生育歴、配偶者との関係、その他の家族との関係、地域との関係、ストレス解消法、虐待状況、虐待時の子どもの状況、虐待行為の前後のストレスや不満、虐待後の感情についての10項目を加え、37項目とした。

面接は半構成の形式で行った。結果は面接者による筆記記録および録音記録に基づいて整理し、まとめた。結果の判断は、発達心理学および社会学の専門家、と著者の4名によって実施された。

II. 結 果

3事例の調査結果の整理・分析は、J.Grayのケース記録¹⁶⁾を参考に行った。必要に応じ、被調査者の会話を記述したが、その部分は『 』内とした。

事例1: 母親H子・33歳(面接回数は電話による1回を含めて5回)

家族構成: 配偶者(38歳)と長男(8歳)長女(6歳)次女(2歳)の3人の子どもをもつ、核家族である。

Table 1. アセスメント指標

母親の背景	母親の年齢、被虐待児の年齢・性別・出生順位、子どもの数、継親関係の有無、母親の精神的問題の有無、母親の被虐待歴の有無、職業の有無、現在の虐待の型および重症度
母親の不満	夫の不満、実家の不満、姑等夫側親族の不満、近隣の不満、子どもの不満、子育て拒否の有無、激しい夫の不満、激しい実家の不満、激しい夫側親族の不満、激しい近隣の不満、激しい子どもの不満、激しい子育て拒否の有無
母親の感情	子どもを愛することができない、激しく子どもを愛することができない、厳しくと強迫的な子育ての有無、理由もなくついカットになって叩いてしまうかの有無

背景：H子の両親は幼少の頃に離婚し、H子は実父を知らずに育った。H子の姉と兄は実母に可愛がられて養育されたが、H子だけが実母に頻回に叩かれて養育された。虐待行為の多くははじめに罵られ、最後に棒で何度も叩かれるという状況であった。この行為はH子の記憶ではH子が2~3歳の頃より、高校入学直前まで続いた。記憶している虐待の一つとして、次のように述べていた。

『学校から帰宅して母の返事がないと胸騒ぎがするんです、そう感じると同時に母は鬼のような顔で私の目の前に立ち、今朝のことから始まり、1年前のことなどひっくるめて怒りだし、その内容は何を言っているのかわからないのですが、酷い剣幕で怒っていて、(沈黙)、私は怒っている顔が恐ろしくて、本当にこわくって下をむいていると、最後には棒を持ち出して、私が泣くまで叩き続けるのです(手を強く握っていて、うつむいてしまう)』

姉と兄は妹であるH子を大切にし、実母との間に入って、H子を何度もかばっていたが、実母は、姉や兄の不在時を狙ってH子を叩くようになった。H子は短期大学併設の高校に通い、そのころから交友関係は幅広くなり、友人を多く持つことができるようになった。その友人は今も交流がある。短期大学卒業後、以前から希望していた保育士として就職をした。保育所で3年間勤務した後結婚退職をした。その後専業主婦であったが、第3子の保育所入所が可能となった今年の秋より、近所にある建築事務所へ事務員としてパートタイム勤務を始めた。

実家との関係：姉が抱くような実母へ愛着の思いをもつことはできず、義務感から実母に小遣いを渡し、数年に1回くらいの旅行に誘う程度の関係である。しかしH子は実母に逆らうことはできず、人目には仲の良い親子関係として映るつき合いをしている。

H子の性格：はつきりしていて、物事を明確にするタイプであるが、人のことを考える気配りも持っているという。社交的で、友人関係においてトラブルをおこすことはほとんどない。友人は大勢い

るが、身の上話をする・相談をする友人はと問うと、名前がでてこなかった。つまり、人に頼ることができない性格かもしれないと、内省する。

夫婦関係：配偶者は家族に対し暴力的ではなく、穏やかな性格の人である。経済的な問題もなく、年収800万円程度の全額をH子に手渡している。帰宅時間はほぼ毎日一定で、遅くなることはない。しかし帰宅後、家事等を手伝うことは一切ない。休日は子どもと遊びの時間を持ち、この点では父親の役割を果たしている。H子が配偶者の言いなりになっていると配偶者の機嫌は良い。H子は配偶者の命令的な態度に怒りを覚えるという。配偶者との会話はあるが口論になりやすく、配偶者の怒鳴り声でH子は閉口してしまい、口論のあった翌日は一日憂鬱になる。具体的には、

『些細なことで口論になりますね。いつも、どちらかが止めると済むのかもしれないけれど、お互いに不満を持っていてこのときとばかりに今までの愚痴や不満をぶつけて、言い合いになって。口論の解決は問題ではなくなっています。翌日は目覚めた時から気分が悪く、たとえば雨が降っているとそのことさえ疎ましく感じるくらい』と述べていた。

近隣関係：トラブルを起こすことはなく、近所との関係は良い。近所の子どもやその母親たちが遊びにくる。地域の活動は用事がない限りは参加し、子供会、PTAなどの役員も引き受けている。

育児負担と支援体制：配偶者の子育て協力はなく、女は家庭で子どもや夫の面倒をみるものと配偶者は考えている。実母からの育児支援はあるが、H子は必要以上に頼むことをしたくないと考えている。配偶者の両親は遠方に住んでいるため、育児支援を頼んだことはない。第3子が2歳になり、配偶者ははじめて保育所利用を認め、子どもを預けることができるようになった。

被虐待児の特性：7歳のとき、手を握られたり触られたりすることを拒否し、何かに触れる度に手指の汚れを石鹸・流水で洗い流すという、手指潔癖症症状を呈した。児童精神科へ数回通院をし、1年近く

でその症状は消失した。しかしいまは、顔面にチック症状が出現している。叱られても謝らない、強情な性格の子どもである。幼少のころから食が細く、食事時間は長く、1時間以上もかけて食事をとることが少なくない。

虐待の型とその状況：怒鳴・罵るといった心理的虐待と、鼻血がでる・あざが残るほど叩くという身体的虐待の混合した虐待である。被虐待児への不満を常に持っているわけではない。面接の中で次のように話をしていた。

『片づけをしなくても子どもだから仕方がないと寛容になれるときと、あるときには急に腹が立ち、怒りを覚えることがあります。自分でもその違いはわかりません。怒りと同時に手がでています』

保母という仕事は子ども好きである理由で選択した職業であった。それにも拘わらず、自分の子どもは好きになれず、愛情を持つことができずにいることにH子は自己嫌悪に陥ることがたびたびある。被虐待児に愛情を持つことができない自分に対し、母親失格のレッテルを社会から張られていると考え、そのため被虐待児のほしがるものを買って与え、H子は自身を宥めている。しかし、被虐待児がH子の言うことを聞きさえすれば、H子は惨めな母親にならなくてすむといった被害者意識を常に持っている。そのため、憂鬱な気分になったときに被虐待児の行動や要求に過剰反応をし、被虐待児に対し虐待と溺愛の行為を繰り返すという、円環性がみられた。

事例2：母親T子・24歳（面接回数は4回）

家族構成：配偶者（35歳）と長女（2歳）次女（1ヶ月）の2人の子どもの4人から成る、核家族である。

背景：T子は姉との2人姉妹で、実母はT子の姉を異常に可愛がっていた。実母は2人の姉妹を常に比べては、T子を常に罵っていた。姉は成績が良く、容姿端麗であり、実母の言うことは素直に聞く人であった。T子は実母に逆らうことはなかったが、姉のように話しかけることもしなかった。T子は実母

に可愛がられた記憶はない。母親との関係について次のように話した。

『母の顔つきが違うんです。姉と話をしているときには目や口元が笑っているのに、私の時には目も口も突っ張っているんです（そのときの様子をします）。母が私に話しかけるといことはなかった。怒るか、命令するかといったときだけ私の方をみて、言葉をかけてくる（泣き声になる）。いつもビクビクしていた気がします。何かに怯えていて、何をしても失敗するようで自信がなく、暗い性格の子どもでした』

小学校・中学校・高校時代のT子は、物静かで、クラスの中でも目立たない生徒で、友人はいなかった。小学校高学年時、同級生からいじめられていたが、中学生になってからはいじめられなくなった。高校を卒業し、一般企業にOLとして就職した後に、友人を持つことができるようになった。T子はこのOL時代が最も素敵な時代であったという。旅行や遊びに友人と出かけたり、自分の話に職場の友人たちは耳を傾けてくれたり、毎日が充実した日々であったと述懐する。ただ、自分の身の上話をする友人を持つことはなかった。24歳のとき結婚のため退職をし、その後は専業主婦である。

実家との関係：実母に対し、こころを開いて話をするという関係にはなっていないが、実母による一方的な交流はある。実母はT子の子ども達を可愛がり、面倒を見るといっては、T子の家庭をよく訪問する。T子は実母のそのような行動に対し拒否をすることができず、逆に仲の良い親子のふりをしてしまうという。

T子の性格：性格はとにかく暗く、人を楽しませたりするような社交性はない。自分に自信がなく、自ら他人に話しかけるということはない。人との関係では常に聞き役となっている。友人はというと、OL時代の友人の名前を数人位挙げることはできるが、その友人達も結婚後の交流は途絶えている。

夫婦関係：配偶者は家族にやさしく、暖かい人であり、子煩悩である。子どもと休日に遊ぶことが楽し

みで、毎週長女を連れて出かける。帰宅時間は遅くなる場合もあるが、ほとんど19~20時ごろには帰宅する。帰ってくると必ず子ども達と遊んでいる。T子が配偶者に家の手伝いや子育て、買い物に至るまで、頼み事をすると配偶者は何でもする。T子が疲れているときには話を聞き、心理的なサポートをしてくれるという。配偶者が申し分のない人と他人から映ることに対し、T子は自己嫌悪に陥っていく。T子の自己嫌悪とは、配偶者の優しさに対し湧き起こってくる不安である。配偶者はT子の自己嫌悪と憂鬱な姿に疲れていると誤解をし、一層やさしくする。

近隣関係：配偶者の仕事の関係で大阪へ1年前転勤してきた。知り合いはなく、近隣の人たちとはいまだ親しく話をしたことはない。誰かと話がしたいと考えることもあるという。しかし、挨拶程度の人からのいい旦那という言葉に自己嫌悪感が増したことがあり、交流を持つことを意図的にしていない。

育児負担と支援体制：配偶者による全面的な子育て協力がある。実母は孫に対し愛情を持っているため、育児の代行を引き受ける。T子は物理的な支援体制を十分に持ちながらも、育児に対する負担感を持っている。

被虐待児の特性：一般的な成長・発達は順調で、元気のある、大人に対して聞き分けの良い子どもである。T子には特に従順で、手のかからない子どもである。ただ、昼寝を極端に嫌い、昼寝の時間になると寝かせようとするT子に反抗し、普段はださないうちで大声を出し、泣き叫ぶことがある。

虐待の型とその状況：感情が抑えきれなくなってくると叩くという身体的な虐待行為となる。同時に罵ったり、大声で怒鳴ったりという心理的虐待も行われており、混合した虐待である。昼寝の時間になると無理に寝かせようと、被虐待児の顔や頭を叩いて布団に伏せさせている。布団に入らない時には、ところかまわず叩く。そのような行為を繰り返すことにより被虐待児は泣き叫び、さらに寝ることに抵抗する。被虐待児の声にT子の憂鬱さと苛立ちは増

し、T子の時間を奪う悪魔の声に聞こえてくると、次のように話した。

『この子が寝てくれないと腹が立ってくるんです。そうなったら我慢ができず叩いて怒鳴ってしまう。頭では昼寝をしないこともあるとわかっているんだけど、昼寝の時間になっても寝ないでがんばっている姿にイライラする。たかだか昼寝でしょうが、されど昼寝なんです。この時間が自分にとって最も充実した時間であるように思えてきて、どうしても寝かせたいと、必死になっているんです』

T子は泣き寝入りした被虐待児を見ては、自己嫌悪に陥るといふ。この場合の自己嫌悪とは、配偶者は家族のために仕事をしている、T子は子育てだけでよいといわれているにも拘わらず、ろくにできないと感じることである。配偶者に悪いとT子は思いつつ、感情は爆発すると止まらない。T子は世間から妻・母失格と言われている気がするといふ。被虐待児の寝顔をみていると二度と叩かないと反省すると同時に、その反省は自分を締めつけ、翌日昼寝をしない場合はより一層叩くという繰り返しが生ずる。

事例3：母親C子（面接回数は電話による1回を含めて3回）

家族構成：配偶者（30歳）と長女（5）長男（1歳）の2人の子どもをもつ、核家族である。

背景：C子の父親は地方公務員であり、母親は高校の教員である。C子は3人の兄弟の末っ子である。両親は仕事が忙しく子どもにうるさくいうことはなかったが、愛情をかけることもなかった。抱かれたりした記憶はなく、友人の仲のよい親子関係が羨ましく思えたと言懐する。成人後の親子関係はいたって淡泊な関係であるという。女子高校を卒業後、美術系の大学へ進学した。卒業後C子は希望のアルバイト関係の会社に勤めた。結婚のため退職し、現在は専業主婦である。仕事場でのC子は他の女子よりも仕事できた。C子は結婚後も仕事を続けたいと思っていたが、職場結婚のため退職しなければならなかった。その後配偶者の転勤によって、希望を

持っていた再就職も不可能な状況となった。

実家との関係：実家は遠く、結婚後はたまにつき合う程度である。両親はC子の子どもを可愛がることはなく、C子の家へ出向くことはない。C子は兄弟との交流も少なく、必要時電話による報告や相談をする程度である。

C子の性格：外見が良く、頭も良く、常に明るく、クラスではあこがられるタイプであった。C子は人気者であり、近所の人たちからも頼られる存在である。自分の意見をいい、他人の意見も尊重する、頼まれたことは速やかに、かつ丁寧にこなすなど、仕事をしてきたころのように有能で、行動的であるところは子育て中の今も発揮している。

夫婦関係：配偶者が家族のことを考えているということはC子も理解できるが、夫婦の交流や会話はなく、C子は配偶者に不満を持っている。例えば、C子は夜中になる配偶者の帰宅を待ち、家族の出来事を話しようとするが、帰宅した配偶者は聞く態度を示さない。聞いてもらわないとイライラするということを配偶者に訴えると、配偶者は無視をし、寝てしまう。

近隣関係：C子は近隣の人などを家に呼んだり、呼ばれたりの関係を築くことができる。また学生時代の仲間および以前の職場での友人とのつきあいもあり、その友人と遊びにでかけたりしている。母親達の相談相手となり、C子は頼られているが、C子自身は友人の誰にも自分の身の上話や悩みを相談したことはなく、またできる人は見あたらないという。

育児負担と支援体制：2人の子どもの成長・発達に問題はなく、順調である。育児の負担についてはあまりないという。ただ、1点だけC子は被虐待児のアトピー性皮膚炎に対し苦痛を感じている。配偶者からの育児支援は全く望まず、C子も期待していない。配偶者の仕事は週休2日だが、休日は家にいるだけでなにもせずに寝ている。実家や配偶者側の実家からの育児支援はなく、また求めることもない。

長男は目に入れても痛くないほどかわいい子どもであり子育てが楽しく感じられるが、被虐待児の面倒

については楽しいと感じたことはないという。主婦という仕事は不満で、今も職業への復帰を希望している。

被虐待児の特性：被虐待児は1歳ころよりアトピー性皮膚炎に罹患し、長期治療を要するほど痒みとただれを伴ったひどい状態である。C子との親子関係が悪くなると被虐待児は痒みを訴え、C子に身体をさすらせる。被虐待児は常にC子の顔色をうかがい、普段からC子に対しておびえた様子の子どもである。しかし近所の人たちといると、普段しないようないたづらをする。C子の注意にも他人がいる場合は止めず、行動を繰り返すことが多い。

虐待の型とその状況：怒鳴り散らすとともに叩くという行為を同時に行っている、身体的および心理的虐待の混合した虐待である。2年前より長女への虐待が始まり、配偶者の前で見せつけるように叩いている。配偶者はこの虐待行為を傍観し、最後に怒鳴りちらすだけであり、その翌日は配偶者はC子を見無視する。そのことがC子の被虐待児への怒りを増長することとなる。人前でのC子は被虐待児に優しい態度を取っているが、家の中では被虐待児に汚い言葉でひどいことをしてしまいたくなるという。C子は被虐待児のことが好きになれず、憎いとさえ思っている。C子は他者からの良い母親としての評価を崩したくないという。その気持ちを次のように語った。

『この子の身体をさすることもいやで、アトピーの子どもであることを私は許しているのだからいい子でいてほしいと哀願しつつ接しています。だからイライラした気分で接していると思います。この子の行動やわがままはわざと親を困らせているように思えるんです。そんな笑みがこの子にはあるんです。本当です。（言葉が強くなる）泣きはじめると私はこの子のことを全く受け入れられなくて、感情の糸がきれたようになって、こうなると止まらず、今ではエスカレートしてきています』

Ⅲ. 考 察

虐待発生要因の1つは、日常生活の中に緊張状態が発生し、このことがストレス源となり、情緒的統合の乱れを生じることになる。すなわち、情緒的統合が可能な母親は役割行動を取ることができる場合が多いが、社会生活が困難な状況にある成員、例えば子どもなどを抱えている場合には、日常生活の中に緊張状態を生じやすく、このことがストレスの発生源¹⁷⁾となる。子育て時期の母親はこれらのストレスを受けやすく、子育て行為だけではなく、子育てによって発生する夫婦関係、親戚関係、近隣関係の問題もストレスとなりやすい。ストレスへの不適応を起こしている状況の母親の中に、虐待へと発展する例が存在する。2つ目の虐待発生要因は、精神的葛藤である。母親としての役割行動がうまくとれない母親は、葛藤が生じやすいと考えられる。現代社会において育児の規範は2種類存在すると考えこともできる¹⁸⁾。その1つは一種の神話ともいえる良妻賢母像である。それは女性が育児を行うものと認識されるものである。もう1つは育児の平等性である。それは育児は必ずしも女性が行うものではないと認識されるものである。現在女性の多くが育児の平等性の規範を準拠にしたいと願っている。しかし、良妻賢母像という規範のもつ社会的優位性に支配され、そこから逸脱することで生じるサンクションをさげようと、この慣習に惰性的な執着を示すような規範への同調¹⁹⁾を行っている。その結果、やむなく良妻賢母像を規範として準拠していく。この過程で激しい精神的葛藤が生じ、この中で育児を継続していくと虐待が発生するといえよう。役割行動がうまくとれている母親は、役割行動に対する葛藤を持つことは少なく、情緒的統合が可能となり、虐待へと発展しない。

上記の2つの要因について3事例で検討してみた。事例1は、家族ストレスの1つである夫婦関係から生じた母親の情緒的不安定性が原因とみられ

る。事例2は、良妻賢母像の規範を準拠としたゆえの葛藤の問題をもち、第2要因がその原因と考えられる。激しい葛藤のすえ抑鬱的傾向さえみられる症例ではあるが、葛藤の激しさを本人が理解することができる状況にある。事例3は、役割行動を一見うまく行えているようにみえるが、この場合の役割行動は他者に評価されるための行動にすぎず、役割行動に対する葛藤がその原因と推測される。この葛藤を誘発させた家族ストレスの1つである夫婦関係も同時に原因とみられる。

上記のようにここで検討した3事例は、虐待へと発展する状況が2要因に起因するものであることが理解できる。概念要件が揃ったことによりすべての家族が虐待へ転じるとは限らず、要件が揃ってなくても、おこっている事実や状況に母親が危機的なリアリティを感じているならば、それは虐待へと発展する状況があるといえる。この状況は日々の生活では解消されないため、母親の情緒はさらに不安定さを増していくことになる。

本3事例の虐待の原因を構成する背景を検討してみると、共通した背景が3点抽出された。第1点は母親自身がつ過去の被虐待体験である。30年前ケンパによって、3人に1人の割合で世代間伝達すると報告された²⁰⁾。家族の持つ病理性は世代から世代へ受け継がれているという結果が、3事例に見いだされた。どの種の虐待行為がトラウマとなるかまでケンパは言及していなかったが、3事例の母親は叩かれた記憶よりも心理的虐待を受けたことがトラウマとなっていた。このことは一般的に軽視されがちである家族間の身体的危害以外の攻撃が長期に及ぶことにより、子どもの成長・発達に問題を残すといえよう。第2点は子どもを愛することができないということである。この結果は著者による「子どもの虐待ホットライン」へ電話相談してきた母親361人の調査²¹⁾の結果のうち、虐待をする母親との間に有意差がみられた項目「子どもを愛することができない」と、同じ結果となった。そして3事例の被虐待児は第1子であった。「子どもの虐待ホットライ

ン」へ電話相談してきた母親404人のストレスに関する調査²²⁾で、被虐待児のうち第1子は、全体の83.5%であった。愛することができない対象の多くが第1子であるという結果は、ある一部の母親にとって、初めての子育てが、子どもとのアタッチメント形成に何らかの障害や問題を起こすことを示している。第3点は相談相手を持っていないということである。調査報告の多くは子どもの虐待の背景の1つとして家族の社会的孤立を指摘しているが、それは本3事例にも共通していた。社会的に孤立していないとは、友人を多く持っているとか社会と交流があるかではなく、本音が語れる、身の上話ができる人を持つことができているかどうかである。3事例の母親は身の上話をする友人を一人も持つことができずにいた。

子どもの虐待へと発展する家族に援助するための重要な要素に、母親の緊張状態の有無を明らかにすることがあるが、本調査はその点の検討も試みた。しかし今回の面接結果では十分な情報が得られず、今後継続した検討が必要と思われる。すなわち、面接中に被調査者の被虐待体験によるトラウマの問題が出現し、本調査は心理的問題を明らかにした段階で終了した。さらに対象の虐待行動に社会的条件を刻みこむという理論的分析が課題として残された。面接調査目的の1つである、生活史的経験の所産である慣習行動を調査によって虐待家族の慣習行動を明らかにするがあつた。面接調査は心理的アプローチへと傾く傾向があり、調査分析時に混乱を招いたといえる。本3事例の母親は子育てや家族の問題を抱えながら子育ての継続意志を日常生活から高めていこうとしていた。母親の抱える問題とは社会や行政に対する嘆きではなく、意外にも第3者からみると、取るに足らないと思われる身近な人との関係づくりに起因し、解決もこの取るに足らないことで解決されていた。ブルデューは、日常生活に還元されるがゆえにこの取るに足らないものである日常生活での慣習行動が生まれるのではなく、慣習行動は日常生活システムの法則に価値づけていくものである

としている²³⁾。今回の調査範囲には、3事例の母親の取るに足らないものは近所の人、友人、配偶者といった人々とのコミュニケーションの取り方であつた。相互の信頼関係を築いたとき、社会的な孤立状況はなくなり、この結果、虐待へと発展する状況から抜け出せる契機を与えると考えられた。

IV. 結 論

虐待を行った3事例を面接により調査した結果、以下の結論を得た。

虐待の要因として、(1)情緒的統合への再統合ができない(2)良妻賢母像への準拠行動から脱出することができないの2要因が確認された。さらに虐待の原因を構成する背景としては、(1)被虐待歴(2)子どもを愛することができない(3)相談相手を持っていないの3点を抽出することができた。

おわりに

自らの虐待行為を語ること、そして過去の被虐待体験を語ることは被調査者にとって苦痛を伴うものであつた。このことが社会的介入やカウンセリングへと傾き、長い調査時間という結果となつた。研究方法としては、調査方法の反省とともに面接構成を今後検討したい。援助者としては、将来にわたってこころの傷となる虐待問題に今後も援助しつづけていきたいと考えている。

謝辞：本調査の主旨を理解していただき、本調査に協力してくださいました母親たちに深く感謝申し上げます。また本事例のアプローチに際し、ご示唆・ご指導・ご助言下さいました、立命館大学社会学研究科の荒木穂積先生、奥川豊櫻彦先生、辻勝次先生、児童虐待防止協会の臨床心理・濱家敦子先生、阪南中央病院の臨床心理・有馬克子先生に深く感謝申し上げます。

〔受付 '97.1.3〕
〔採用 '97.7.1〕

文 献

- 1) 池田由子：児童虐待，中公新書：9-34, 1987.
- 2) 小林登，内藤和美，松井一郎，他：被虐待児調査報告書，1986.
- 3) 全国児童相談所長会：虐待調査，全国児童相談所長会議録，No.47, 1988.
- 4) 大阪児童虐待調査研究会：虐待児のケアに関する調査報告書，大阪府委託研究報告，1988.
- 5) 上野加代子：児童虐待の社会学，世界思想社：104-130, 1996.
- 6) 大阪市児童相談所：児童虐待の処遇について，紀要1989, 1989.
- 7) Blumeathal I.: Child Abuse: A Handbook for Health Care Practitioners: 102-107, 1994.
- 8) 西澤哲：子供の虐待，誠信書房：10-20, 1994.
- 9) 斎藤学編：児童虐待，金剛出版：55-80, 1994.
- 10) Ruth S., C. Henry Kempe: Child Abuse: 10-24, 1987.
- 11) Jenny, Gray, Armond, Bentovim.: Illness induction syndrome, Child Abuse & Neglect, Vol.20, No.8: 655-673, 1996.
- 12) 友田尋子：機関連携のアセスメント-自ら虐待行為を訴えてくる母親の援助-，藍野学院紀要，No.9: 67-77, 1995.
- 13) A. アドラー，高野利数訳：人生の意味の心理学，春秋社，1984.
- 14) P. ブルデュー，石崎晴巳訳：構造と実践，新評社，1988.
- 15) 加藤曜子，友田尋子，濱家敦子，他：子どもの虐待ホットラインにおけるアセスメント指標の作成過程，日本社会福祉学会集録集，1991.
- 16) Jenny, G., Armond, Bentovim. 前掲書.
- 17) 石原邦雄編：家族生活とストレス，垣内出版：155, 1990.
- 18) 友田尋子，森重拓三，奥川櫻豊彦：子どもの虐待の社会的分析に向けての一考察，立命館産業社会論集，Vol. 31, No. 2: 107-125, 1995.
- 19) 見田宗介：価値意識の理論，弘文堂新社，1966.
- 20) Ruth S., C. Henry Kempe: 前掲書.
- 21) 友田尋子：子どもの虐待へとリフレインする母子構造に関する研究，立命館大学大学院修士論文，1995.
- 22) 電話相談における母親のストレス研究会：電話相談における子どもの虐待防止アセスメント基礎調査報告書，1996.
- 23) P. ブルデュー，石崎晴巳訳：前掲書.
- 24) Maura Macphee: The family systems approach and pediatric nursing care, Pediatric Nursing, Vol.21, No. 5: 432-433, 1995.